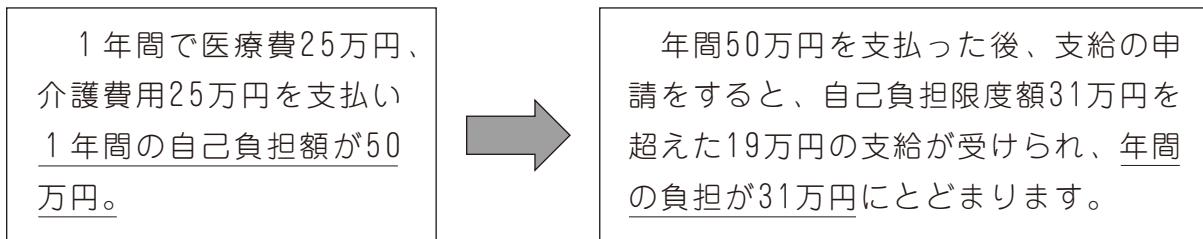


《高額医療・高額介護合算療養費制度》

○ 負担軽減の例

(例)夫婦2人世帯のともに72歳・町民税非課税 ⇒ 区分Ⅱ

国民健康保険で25万円の医療費と介護保険で25万円の介護費用を支払った場合



申請することにより、支払った医療費・介護費用と自己負担限度額の差額19万円が支給されることになります。

○ 申請受付

- 印鑑、振込先の分かるものを持参してください。
- 申請受付は毎年7月31日時点で加入していた保険者で行います。
- 介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度の世帯の方で支給の可能性がある方には、12月中旬以降にお知らせしていますので、記載された問い合わせ先の窓口に申請してください。
- 町外へ転出した方、町外から転入された方、ほかの健康保険から国民健康保険・後期高齢者医療制度に変わった方は、転入前の市町村や以前加入していた医療保険制度への手続きが必要となります。（条件によりお知らせが送付されない場合があります。）

申請方法

- 国民健康保険または後期高齢者医療制度・介護保険のみの世帯の方
保険課の窓口で申請してください。
 - 社会保険から国民健康保険・後期高齢者医療制度へ変更された世帯の方
社会保険で事前に自己負担額証明書を取得し、保険課の窓口で申請してください。
 - 社会保険・介護保険のみの世帯の方
社会保険で申請してください。期間中に国民健康保険から社会保険に変更された場合などは、保険課の窓口で自己負担額証明書を取得してください。
 - 国民健康保険から社会保険に変わった世帯の方
国民健康保険で自己負担額証明書を発行しますので、保険課で手続きしてください。
- 問い合わせ先 保険課 ☎(48)1111
【介護保険に関すること】介護保険係（内228・290）
【国民健康保険に関すること】国保係（内214・216）
【後期高齢者医療制度に関すること】医療年金係（内257・215）